木材表示推進協議会について

一般社団法人木材表示推進協議会(FIPC)は、一般社団法人全国木材組合連合会を事務局とし、木材製品に樹種、原産地、加工種等を利用者に分かりやすく表示し、情報公開を推進することを目的としています。また、グリーン購入法に適合した合法木材であることも表示できます。当社も参画させていただいております。

木材製品は種類も多く、特に設計やデザイン関係の需要家から、わかりにくいといわれることがあります。また、違法伐採問題や合法木材推進の観点から、原産地が明確であることも大変重要な情報であると考えます。

同協議会では、違法伐採対策に関する自主行動規範も制定しており、当社もこうした取り組みに協力していく考えです。自主行動規範概要は下記の通りです。



平成 17 年 7 月に英国で開催された G8 サミットの結果、日本政府は、「違法に伐採された木材は使用しない」という基本的考え方に基づき、政府調達の対象を合法性、持続可能性が証明された木材・木材製品とする措置を導入することとした。「木材製品に関する情報を自主的に表示することによって、消費者及び需要者に対する製造業者の説明責任を果たすとともに、企業の社会的責任を全うすることを目的」とするとして活動をはじめ、いち早く自主行動規範を作成した木材表示推進協議会は、改めて、違法伐採対策に関する自主的行動規範を確認し、ここに公表する。

(違法伐採に対する反対)本協議会は、森林の違法な伐採に反対を表明する。

(政府の取組への協力)本協議会は、我が国政府による違法伐採対策の取組を全面的に支持するとともに、これに積極的に協力する。

(合法性等の証明された木材・木材製品の普及の促進)本協議会は、木材製品の樹種、原産地、加工の種類とともに、合法性、持続可能性を表示することにつとめ、これらの証明された木材・木製品の供給の促進に向けた普及の推進に努力する。

(合法性等の証明のための事業者の認定)本協議会は、林野庁が策定、公表した「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に示された森林・林業・木材産業関係団体の認定を得て行う証明方法(団体認定方式)に関連し

て、木材表示協議会の業務方法書、自主表示規則、会員資格審査基準など諸規程 に、合法性・持続可能性の証明に係る事項を規定し、これに基づき当団体の会員企 業の認定を行い、その供給の促進に努める。

協議会の主な業務は、ロゴマーク・表示の様式・項目等の制定及び指導、会員登録 資格の審査・登録・登録台帳の管理・公開、HP の開設・管理・情報公開、需要者・消 費者等への広報活動・調査・苦情処理活動等です。

表示対象木材製品は丸太、製材、集成材、その他。表示項目は、ロゴマーク、樹種名、 原産地、加工種、会員番号、合法性証明、木材表示推進協議会名など。

同協議会では、間伐の確認及び発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する 自主行動規範も制定しています。



【木材表示制度推進協議会のロゴ】